

## (案)

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針 改訂案  
(第4章 抜粋)

## 第4章 財務諸表の体系

Q39-1 「一定のセグメント情報」とは具体的に何を示すのか。その開示は具体的にどうするのか。

A

- 1 セグメント情報は、基本的な財務諸表では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである。国立大学法人等においては、各法人間における比較可能性の確保の観点から、「一定のセグメント情報」については共通に開示する必要があるものとされている。
- 2 国立大学法人に共通に開示すべきセグメント区分としては、学部、研究科、附属病院、附属学校等が考えられるところであるが、附属病院については、固有かつ多額の診療収入があること、医学部及び歯学部を有する全ての国立大学法人に置かれていること等から、「一定のセグメント情報」として、附属病院を有する全ての国立大学法人において共通にセグメント情報を開示する取扱いとする。
- 3 また、大学共同利用機関法人においては、法人化に際して研究所を統合して機構となった経緯及び個々の研究所が研究活動の基礎として情報開示を行う単位として適当であると考えられることから、各法人を構成する研究所単位でセグメント情報を開示する取扱いとする。
- 4 「一定のセグメント情報」に加えて、その他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解33第1項の「国立大学法人等は、…企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。
- 5 セグメント情報を開示する場合は、当該セグメントにおいて行われる一切の活動に係る損益及び帰属資産について表示することとする。ただし、社会通念上、当該セグメントに当然にあるべき施設以外の施設がある場合には、合理的な基準により当該施設に係るものを除外する等、当該セグメントにおける活動の実態を開示するため実情に則した補正を行う必要がある。
- 6 特に、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、附属病院の業務範囲としては、診療業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。
- 7 また、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、法人移行時に係る固有の会計

処理等に起因して生じ、利用者の判断に際して誤解を与える恐れがあるものが含まれていると考えられるため、附属病院における活動区分毎の資金状況を事業報告書において開示し、附属病院の経営状況をより適切に示す必要がある。

Q 3 9 - 2 附属病院に係るセグメント情報を開示する場合に作成することとなる附属病院セグメントにおける資金の状況とはどのような位置づけとなるのか。キャッシュ・フロー計算書との違いは何か。

A

- 1 国立大学法人は、平成16年4月に国の施設等機関から法人化されているが、法人移行時に係る固有の会計処理等に起因して生じ、利用者の判断に際して誤解を与える恐れのあるものが利益に含まれていると考えられ、平成21年7月28日付けで国立大学法人会計基準を改訂し関連情報を注記することとしている。
- 2 当該利益のほとんどが附属病院セグメントで生じるものであることから、今般、附属病院セグメントにおける資金の状況を明らかにし、その経営状況をより適切に開示しようとするものである。
- 3 したがって、その重要性にかんがみ、国立大学法人等の事業報告書の一部に位置付けられるものである。
- 4 なお、附属病院セグメントにおける資金の状況は、附属病院を有する法人が、附属病院における経営状況をより適切に示すため、附属病院の予算執行に着目して作成するものであり、法人全体を対象として作成するキャッシュ・フロー計算書とは位置付けが異なる。

Q 3 9 - 3 附属病院セグメントにおける資金の状況はどのように作成するのか。

A

- 1 附属病院セグメントにおける資金の状況は、原則として附属病院の業務に係る資金の増加又は減少とする。但し、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づく余裕金の運用は、附属病院の業務の財源として使用されたものではないため資金の増加又は減少には含めない。また、当該年度において費用又は収益として認識したものの見合として期末において未収金及び未払金等として計上されている場合は、それぞれ認識した年度の資金の増加又は減少として整理する。
- 2 また、附属病院セグメントにおける資金の状況は、一会計年度における資金の移動を表すものであるが、対象とする範囲は附属病院に係るセグメント情報と同じ附属病院の業務に対応するものであることから、合理的な理由によるもの以外は、附属病院に係るセグメント情報と一致させなければならない。特に期末資金残高は、附属病院セグメント情報の帰属資産の現金預金の額に合わせるため、当該年度の資金の増減額（又は減少額）と資金期末残高の差額を法人共通への振替額に計上する。
- 3 具体的には、附属病院に係るセグメント情報を基に、次に示す減価償却費、引当金繰入額等の非資金取引等を控除し、資産の取得、借入金の返済等に要した額を加えることにより作成する。
  - (1) 控除するもの
    - ア 減価償却費
    - イ 減損損失
    - ウ 引当金繰入額
    - エ 附属病院収益のうち徴収不能引当金等を計上している相当額

- オ 資産見返負債戻入収益
- カ 物品受贈益
- (2) 加算するもの
  - ア 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
  - イ 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
  - ウ 有形固定資産及び無形固定資産の取得に充てられた、運営費交付金収入、寄付金収入、受託研究等収入、共同研究等収入、補助金収入、施設費収入等資産見返負債又は資本剰余金に計上されているもの
  - エ 借入金、リース債務、P F I 債務の返済による支出
  - オ 借入金による収入

Q 3 9 - 4 「附属病院における活動区分」とは具体的にどのように分けるのか。

A

- 1 教育研究診療活動に要する経費がどの活動に使用されているのか、また、必要な財源が確保されているのか等、その経営状況について利用者の誤解を招かないよう説明することを目的としているため、附属病院における運営財源や活動に着目することが必要である。
- 2 よって、附属病院セグメントにおける資金の状況は、業務活動による資金の状況、投資活動による資金の状況、財務活動による資金の状況及び外部資金を財源として行う活動による資金の状況に区分する。
  - (1) 業務活動による資金の状況の区分には、投資活動、財務活動及び外部資金を財源として行う活動以外の取引による資金の状況を記載する。
  - (2) 投資活動による資金の状況の区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等による資金の状況を記載する。
  - (3) 財務活動による資金の状況の区分には、資金の調達及び返済による資金の状況を記載する。
  - (4) 外部資金を財源として行う活動による資金の状況の区分には、寄付金収入、受託研究等収入及び共同研究等収入を記載する。また、これらを財源として行われる教育研究診療等活動に係る支出を記載する。
  - (5) 国立大学法人等に対して国から交付される運営費交付金については、法人がその業務を行うことを前提に、そのための財源として交付される資金であり、損益計算においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものであるため、その収入額を業務活動による資金の状況の区分に表示する。
  - (6) 国又は地方公共団体から交付される補助金等については、国立大学法人等が行う業務の財源として交付される資金であり、損益計算書においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものもあるため、その収入額を業務活動による資金の状況の区分に表示する。
  - (7) 教育研究診療の実施による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずる資金の増減は、業務活動による資金の状況の区分に表示する。
  - (8) 国庫納付に係る資金の状況は、業務活動による資金の状況の区分に記載する。
  - (9) 国立大学法人等に対して国又は独立行政法人国立大学財務・経営センターから交付される施設費については、その収入額を投資活動による資金の状況の区分に表示する。
  - (10) 利息に係る資金の状況については、受取利息及び受取配当金は投資活動による資金の状況の区分に記載し、支払利息は財務活動による資金の状況の区分に記載する。

3 具体的には、次のとおり。

(1) 業務活動による資金の状況の区分について

ア 人件費支出（教職員及び役員に対する報酬の支出、受託研究費で雇用した者は含まれない。）

イ 物件費支出（業務活動による支出のうち人件費以外の支出）

ウ 運営費交付金収入（附属病院運営費交付金、特別運営費交付金、特殊要因運営費交付金、その他の運営費交付金に区分して記載）

エ 補助金等収入

オ 国庫納付金の支払額

(2) 投資活動による資金の状況の区分について

ア 診療機器等の取得による支出（有形固定資産のうち(2)以外のもの）

イ 病棟等の取得による支出（有形固定資産のうち土地、建物、構築物）

ウ 無形固定資産の取得による支出

エ 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入

オ 施設費による収入

カ 利息及び配当金の受取額

(3) 財務活動による資金の状況の区分について

ア 借入れによる収入

イ 借入金の返済による支出

ウ ファイナンスリースによる支出

エ 利息の支払額

(4) 外部資金を財源として行う活動による資金の状況の区分について

ア 受託研究等経費、受託事業等経費など教育研究の実施による支出

イ 寄附金事業など教育研究の実施による支出

ウ 受託研究等収入、受託事業等収入など教育研究の実施による収入

エ 寄附金収入（「第82 寄付金の会計処理」により資本剰余金として計上されるものを除く。）

4 附属病院セグメントにおける資金の状況の標準的な様式は、次のとおりとする。

附属病院セグメントにおける資金の状況

(平成00年4月1日～平成00年3月31日)

	金額
I 業務活動による資金の状況(A)	
人件費支出	
その他の業務支出	
運営費交付金収入	
附属病院運営費交付金	
特別運営費交付金	
特殊要因運営費交付金	
上記以外の運営費交付金	
附属病院収入	
補助金等収入	
その他の業務収入	
II 投資活動による資金の状況(B)	
診療機器等の取得のための支出	

病棟等の取得のための支出	
施設費収入	
固定資産売却による収入	
その他の投資活動による支出	
その他の投資活動による収入	
利息及び配当金の受取額	
III財務活動による資金の状況(C)	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
借入利息等の支払額	
ファイナンス・リース料	
その他の財務活動による支出	
その他の財務活動による収入	
IV資金に係る換算差額(D)	
V資金増加額(又は減少額)(E=A+B+C+D)	
VI外部資金による資金の状況(F)	
寄付金を財源とした事業支出	
寄付金収入	
受託研究・受託事業等支出	
受託研究・受託事業等収入	
VII資金増加額(又は減少額)(G=F+E)	
VIII法人共通への振替額(H)	
IX資金期末残高(I=G+H)	
(参考) 法人全体の資金増加額(又は減少額)	

- 5 附属病院セグメントにおける資金の状況には、次の事項を注記しなければならない。
- ア 附属病院において現金預金等の管理を他の部局と区分けして行っている場合は、資金の期末残高の附属病院セグメント情報帰属資産科目別の内訳
- イ 重要な非資金取引
- ウ 目的積立金を財源として行われた事業がある場合には、その業務区分毎の支出額
- エ 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容
- オ 附属病院セグメントに直接計上することができない共通経費等について配賦を行った場合には、その内容

Q 3 9 - 5

- 1 運営費交付金で固定資産を購入した場合、附属病院セグメントにおける資金の状況において、財源は業務活動収入に計上され、支出は投資活動の支出として整理されることよいか。この場合、支出に対応させるため財源を投資活動の収入に計上することは可能か。
- 2 寄附金で固定資産を購入した場合の附属病院セグメントにおける資金の状況上の処理の仕方はどうなるのか。

A

- 1 国立大学法人等にキャッシュの増減があった場合に、これを業務活動、投資活動、財務活動及び外部資金による活動の4つの区分のうちのいずれに計上するかについては、当該キャッシュの増減をもたらした活動をもとに判断することになる。
- 2 まず、固定資産の購入によるキャッシュの減少については、固定資産の取得という投資活動によるので、外部資金によるものを除きそのキャッシュの調達方法に関係なく、すべて投資活動による資金の状況に表示する。
- 3 また、運営費交付金の受入によるキャッシュの増加については、運営費交付金は法人の業務活動のための財源として交付され、基本的には最終的に収益化されるべきものとして受け入れられるので、その全額を業務活動による資金の状況に計上する。
- 4 寄附金(資本剰余金として整理される民間出えん金を除く。以下本項において同じ。)の受入によるキャッシュの増加については、附属病院における活動のうち外部資金による活動を除いた教育研究診療等活動における収支を明らかにするため、その全額を外部資金を財源として行う活動による資金の状況の区分に計上する。
- 5 なお、これらの4つの区分については、キャッシュの動きを法人の活動の性質毎に切り取って表示するためのものであり、各区分内で資金収支を均衡させなければならないといった規範性があるわけではない。

#### Q 3 9 - 6

利息の支払額には、ファイナンス・リース取引により計上される支払利息を含めるのか。

A

ファイナンス・リースは、長期借入金を財源として資産を購入する金融取引であり、当該取引から生じる支払利息は通常の借入金に係る利息と同様のものである。したがって、利息の支払額にはファイナンス・リース取引により計上される支払利息を含むものとする。なお、リース債務償還の支払額は、借入金の償還による支出と同様の性質の支出であり、財務活動の区分に計上されることになる。

#### Q 3 9 - 7

土地の処分収入の一部を国立大学財務・経営センターへ納付した場合、附属病院の資金の状況における会計処理はどうするのか。

A

国から出資された土地の処分収入に係る国立大学財務・経営センターへの納付額相当分については、国立大学法人等の固定資産の売却に関連したキャッシュの減少であるため、投資活動による資金の状況の区分に記載することとする。

また、国立大学法人等が国立大学財務・経営センターへ金銭を納付する場合として、国立大学財務・経営センター債務負担金に係る納付及び新規借入金の償還に係る納付があるが、これらについては、資金の返済であるため、財務活動の区分に計上するこ

ととなる。

#### Q 3 9 - 8

重要な非資金取引とはどのようなものか。

A

資金の状況計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- 1 現物出資の受入れによる資産の取得
- 2 資産の交換
- 3 ファイナンス・リースによる資産の取得
- 4 P F Iによる資産の取得

#### Q 3 9 - 9

国から物品の譲与を受けた場合の資産の取得に関しては、重要な非資金取引としての注記に該当するのか。

A

物品の譲与は、資金を介在せずに資産を取得する取引であり、重要性のある物品の譲与は、非資金取引として注記する事項に該当する。

#### Q 3 9 - 1 0

附属病院セグメントにおける資金の状況に注記すべき重要な非資金取引の例として、現物出資の受入による資産の取得、資産の交換、ファイナンス・リースによる資産の取得等が掲げられているが、減価償却費等の非資金費用は含まれないのか。

A

- 1 附属病院セグメントにおける資金の状況の注記における重要な非資金取引とは、キャッシュの出入を伴わないために業務活動、投資活動及び財務活動のいずれの区分においても把握することのできない経済取引であって、国立大学法人等の財務内容に大きな変更となるものを意味している。減価償却は費用の期間配分のために行う会計上の処理であってここでいう経済取引ではないので、注記事項とはならない。
- 2 なお、実態としては、減価償却費は業務活動によるキャッシュの流出を伴わない費用であるので、業務活動によって生じた資金の状況には、これに相当する額が含まれていることになる。